

放射性物質 空間放射線量 測定結果

9月～12月の測定結果

放射性物質汚染対処特措法の規定により柳泉園組合では、放射性物質の測定を行なっています。
排ガス、焼却灰及び飛灰は、毎月1回、空間放射線量は、毎週1回測定しています。測定結果は、ホームページに掲載しており随時更新しています。

(単位: Bq/m³)

試料採取日	排ガス	セシウム134	セシウム137	合計	検出下限値
H26. 9. 4	1号炉	不検出	不検出	不検出	2
	2号炉	不検出	不検出	不検出	2
H26.10. 2	2号炉	不検出	不検出	不検出	2
	3号炉	不検出	不検出	不検出	2
H26.11.26	1号炉	不検出	不検出	不検出	2
	3号炉	不検出	不検出	不検出	2
H26.12. 5	1号炉	不検出	不検出	不検出	2
	2号炉	不検出	不検出	不検出	2

測定方法: ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリーによる核種分析法に準拠
注) 不検出とは検出下限値未満のことです。

(単位: μSv/時)

測定位置	東	西	南	北	バックグラウンド
	①	②	③	④	⑤
H26. 9. 3	0.07	0.06	0.06	0.09	0.06
H26. 9.10	0.04	0.07	0.05	0.08	0.04
H26. 9.17	0.06	0.07	0.05	0.09	0.06
H26. 9.24	0.06	0.06	0.05	0.07	0.04
H26.10. 1	0.06	0.07	0.08	0.08	0.07
H26.10. 8	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06
H26.10.15	0.06	0.08	0.06	0.05	0.07
H26.10.23	0.07	0.06	0.05	0.08	0.07
H26.10.29	0.08	0.07	0.04	0.08	0.08
H26.11. 5	0.05	0.04	0.06	0.06	0.07
H26.11.12	0.05	0.06	0.06	0.07	0.06
H26.11.19	0.07	0.06	0.04	0.09	0.05
H26.11.27	0.06	0.07	0.07	0.09	0.08
H26.12. 3	0.07	0.06	0.05	0.08	0.06
H26.12.10	0.06	0.07	0.06	0.07	0.05
H26.12.17	0.06	0.04	0.04	0.08	0.07
H26.12.24	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08

測定器具: 富士電機(株)製γ(x)線量測定器NRE74(DOSEe)(シリコン半導体検出器(PN接合型))
測定高さ: 地上1m

※Bqとは、測定対象に含まれている放射性物質の能力の強さを表す単位です。

※μSvとは、放射線が体に与える影響を示す単位です。

(単位: Bq/kg)

試料採取日	項目	セシウム134	セシウム137	合計	検出下限値
H26. 9. 4	焼却灰	10	28	38	10
	飛灰	44	130	174	10
H26.10. 2	焼却灰	12	37	49	10
	飛灰	54	170	224	10
H26.11.26	焼却灰	不検出	25	25	10
	飛灰	50	160	210	10
H26.12. 5	焼却灰	10	29	39	10
	飛灰	36	120	156	10

測定方法: ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリーによる核種分析法に準拠

敷地境界空間放射線量測定位置



☆家庭から出る生ごみの水切りのお願い!

実は、家庭から排出されるごみに含まれる水分を減らすだけで、大幅なごみの減量になります。柳泉園組合で処理している生ごみは年間約10,118トンであり、その80%の水分量である年間約8,094トンは、25メートルプール約32杯分にも及びます。この水分を減らすだけで、大幅なごみの減量となります。

・生ごみを三角コーナーに捨てる前にしっかり水を切る。
・飲んだ後のお茶柄やコーヒーかすは乾燥させてから捨てる。
・野菜を洗う前にまず皮をむいて水分を含まないようにする。

これらの簡単にできる「一工夫」の積み重ねが、大幅なごみの減量へとつながります。

☆4R、実践してみませんか?

ごみの減量化における3R(リデュース、リユース、リサイクル)は非常に有名になりましたが、現在、新たにRefuse(リフューズ)を追加した4Rの取り組みを推進する自治体が増えてきました。リフューズとは、ごみになりそうなものを「いりません!」と断ることです。例えば、買い物する時にマイバックを持参すれば、レジ袋を使わなくて済みます。物を長く大切に使うことも大切ですが、それ以上にまず、ごみになりそうなものを断ればそれが一番のごみの減量化になります。

ごみの減量化は難しいことではありません。市民の皆様の日々の少しのご協力が大きなごみの減量化へとつながり、循環型社会を形成することができます。

他にも、ちょっとした工夫やひと手間をかけていただくことでごみを減らすことができます。皆様のご協力をお願いします。

室内プールで 体を動かしてみませんか?

柳泉園グランドパークには、一般用プール、幼児用プールの他に歩行用プールがあります。「泳ぐのは苦手」で、「膝が痛いから運動はちょっと」という方、歩行用プールをぜひご利用ください。



歩行用プール
水深1.0～1.1メートル、1周約25メートルのプールでゆっくりと水が流れています。水中での歩行は、水の浮力や抵抗により陸上とは異なる運動効果があります。水の流れに逆らって歩くことより運動効果を高めることができます。また、安全面を考慮し手すりを配備してあります。

室内プールは、大人2時間400円です。水泳帽が必要ですので必ずお持ちください。また、**室内プール**を利用された方は、**当日に限り浴場施設を大人1時間200円**(通常は1回500円)でご利用いただけます。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ●湯～プラザ柳泉園(浴場施設) | ●室内プール(一般用・幼児用・歩行用) |
| ●野球場(一般用・学童用) | ●トレーニング室 |
| ●テニスコート 5面 | ●会議室(洋室・和室) |

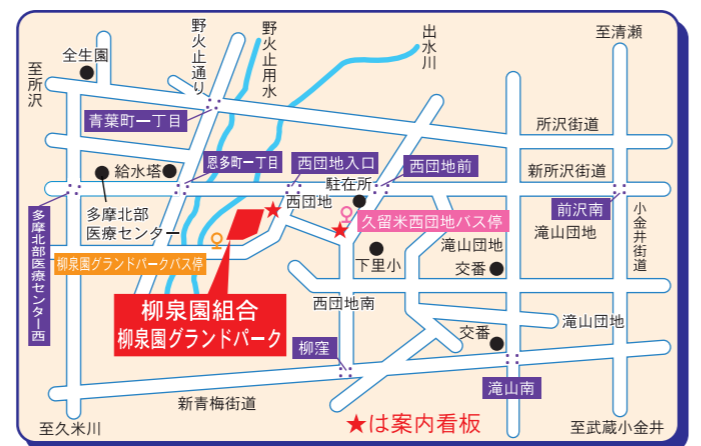
●休館日: 毎週木曜日、年末年始 ●お問い合わせ: グランドパーク ☎042-473-3121

交通アクセス

- ### 西武バス
- 西武池袋線 東久留米駅西口よりバスで12分
＜武21＞「久留米西団地・錦城高校」行きに乗り、「久留米西団地」下車 徒歩6分
 - 西武池袋線 清瀬駅南口よりバスで21分
＜清03＞「下里団地」行きに乗り、「久留米西団地」下車 徒歩6分
 - 西武新宿線 花小金井駅北口よりバスで21分
＜花01＞「久留米西団地」行きに乗り、「久留米西団地」下車 徒歩6分
＜清03＞「下里団地」行きに乗り、「久留米西団地」下車 徒歩6分
 - JR中央線 武蔵小金井駅北口よりバスで32分
＜武21＞「久留米西団地・錦城高校」行きに乗り、「久留米西団地」下車 徒歩6分

銀河鉄道 (青葉恩多町線)

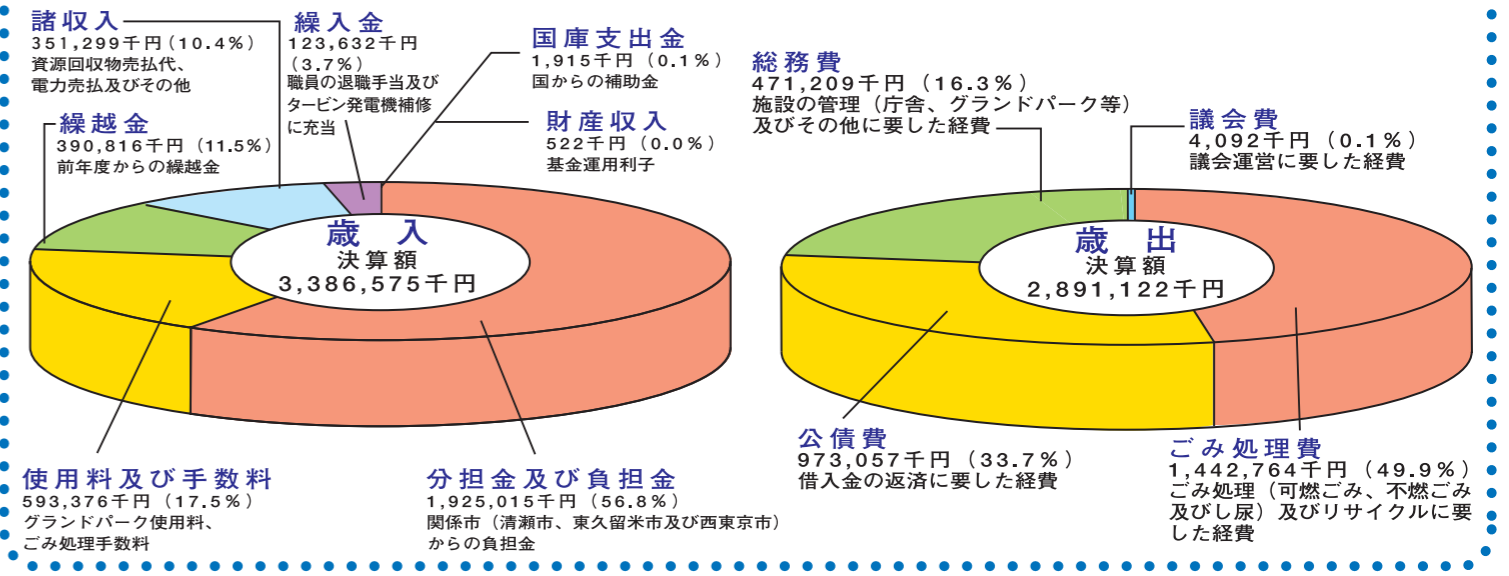
- 西武新宿線 東村山駅東口よりバスで11分
「柳泉園グランドパーク」下車
(バス停留所は、柳泉園組合入口のところです。)



発行 柳泉園組合 2015年2月
〒203-0043 東久留米市下里4-3-10
TEL: 042-470-1555 (代) FAX: 042-470-1559
ホームページ http://www.ryusen.or.jp
E-mail info@ryusen.or.jp

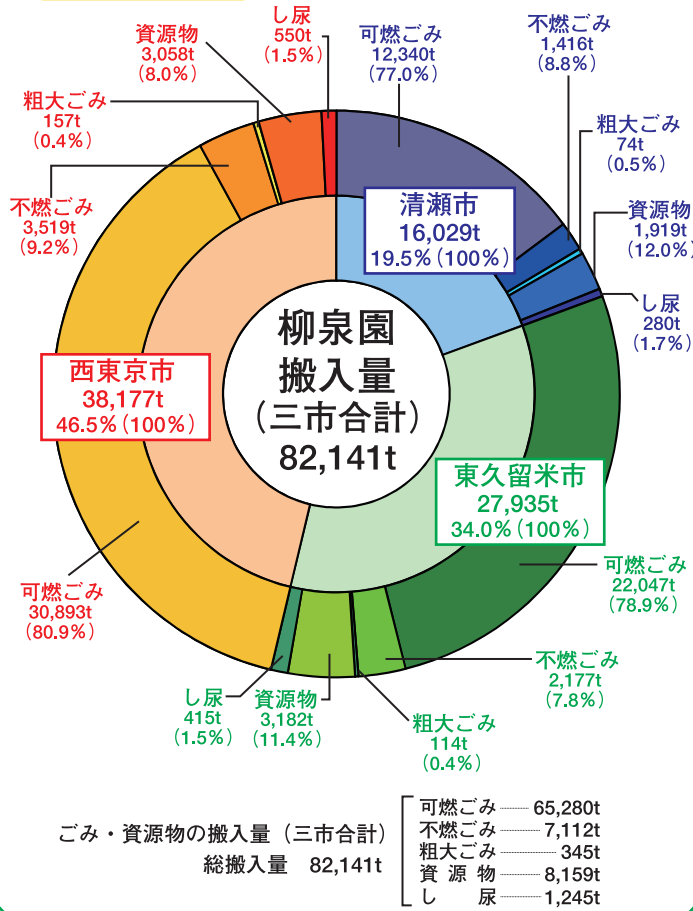
平成25年度 柳泉園組合決算について

平成26年11月28日に開催された柳泉園組合議会第4回定例会において、柳泉園組合一般会計歳入歳出決算が認定されたので報告いたします。

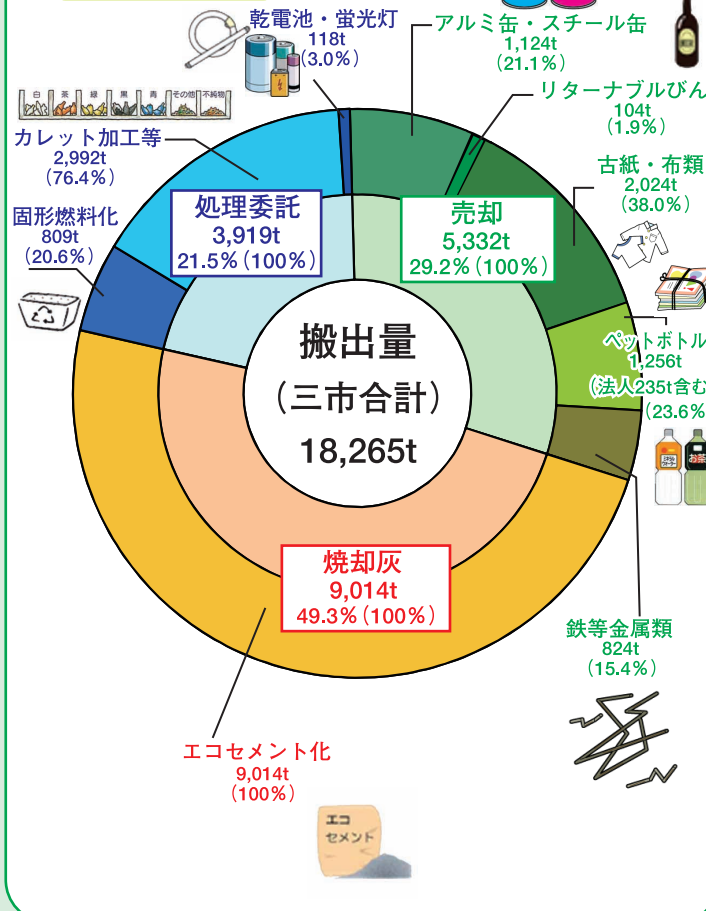


平成25年度 実施事業の内訳

搬入実績

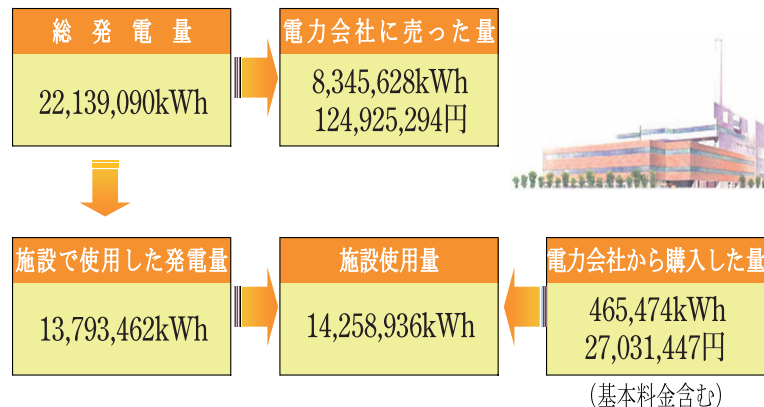


搬出内訳



平成25年度 発電及び電力使用量等

クリーンポートでは、ごみを燃やしたときの熱を利用してボイラで蒸気を生じさせ、蒸気タービンの羽根を回して電気を作っています。発電される電気の量は、皆さんの家で例えると1日で使用する電気を24時間で割った量で換算したら15,000軒から20,000軒分の電気を作ることが出来ます。発電した電気はクリーンポート等の施設内で使用され、余った電気を電力会社に売っています。また、ボイラで作る蒸気は、発電以外にも柳泉園グランドパークのお風呂や温水プールの水を温めるのに利用する等、有効に利用しています。蒸気タービンによって作られた電気を使用することにより、柳泉園組合全体で約2億1千万円電気代の節約になっています。



柳泉園クリーンポート(焼却炉)ダイオキシン類測定結果

測定項目 (単位) 排出基準	排出ガス (n ₉ -TEQ/m ³ N) 0.1			工場排水 (P ₉ -TEQ/l) 10		焼却灰 (n ₉ -TEQ/g) 3	ばいじん(飛灰) (n ₉ -TEQ/g)
	1号炉	2号炉	3号炉	工場排水	総合排水	焼却灰	ばいじん
測定日	測定場所						
平成26年9月4日	0.0000015	0.0000017	—	0.00022	—	0.023	0.15
平成26年11月25日	0.000012	0.000010	0.0000082	0.022	0.0043	0.017	0.14

平成25年度 人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2の規定による、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数について (平成25年度)

採用者数	なし
------	----

(2) 退職者数について (平成25年度)

定年退職	2名
普通退職	なし

(3) 職員数について (平成26年4月1日現在)

柳泉園組合事務局職員	38名
議会の職員(総務課職員が兼務)	(4名)
監査委員の職員(総務課職員が兼務)	(3名)
再任用職員	4名

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
平成25年度	2,891,122千円	437,823千円	15.1%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算) (単位:千円)

職員数	給与				1人当りの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	合計(B)	
41人(再任用2人含む)	171,183	50,761	67,868	289,812	7,069

※ 職員手当には、退職手当は含まれておりません。職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
柳泉園組合	353,716円	448,738円	46.4歳
東京都	325,565円	456,418円	41.8歳

※ 平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均です。平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	柳泉園組合	東京都	国
大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
高校卒	142,700円	142,700円	140,100円

(5) 級別職員の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	局長及び参事	課長及び主幹	課長補佐	係長及び主査	主任	係員	
職員数	0人	5人	1人	10人	14人	8人	38人
構成比	0.0%	13.2%	2.6%	26.3%	36.8%	21.1%	100.0%

(6) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数		計
	A	B	
平成26年度	職員数	38人	7人
	普通昇給期間(6月・12月)を短縮して昇給した職員数		
平成25年度	職員数	39人	6人
	普通昇給期間(6月・12月)を短縮して昇給した職員数		
比率	B/A	18.4%	
比率	B/A	15.3%	

(7) 地域手当

支給率(平成26年4月1日現在)	10%
支給対象職員数(再任用2人含む。平成25年4月1日)	41人
国の制度(支給率)	地域区分により0~18%
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	444,146円

(8) 特殊勤務手当

区分	全職種	
支給実績(平成25年度決算)	1,151千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	42,630円	
職員全体に占める手当支給率(平成25年度)	69.2%	
手当の種類(数)	2	
手当の名称	主な支給対象業務	
清掃業務手当	施設保守点検・整備等の業務 施設内破砕機内及び酸欠防止措置が必要な整備業務	1勤務300円 1勤務600円
電気保安手当	施設運転管理等職員 高圧電気設備の運転操作業務	1勤務900円

(9) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	4,696千円
職員1人当たりの平均支給年額(平成25年度決算)	115千円

(10) その他の職員手当の状況

区分	柳泉園組合		国	
	単位:月分	単位:月分	単位:月分	単位:月分
期末手当 勤勉手当 (25年度)	6月期	1.30 (0.60)	6月期	1.225 (0.675)
	12月期	1.45 (0.80)	12月期	1.375 (0.80)
	3月期	0.20 (0.10)	3月期	— (—)
	計	2.95 (1.50)	計	2.60 (1.45)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置有	()内は再任用職員に係る支給割合	職制上の段階、職務の級等による加算措置有	()内は再任用職員に係る支給割合
扶養手当	配偶者	13,500円	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円
住居手当	賃貸住宅 支給限度額	15,000円	賃貸住宅 支給限度額	27,000円
	(35歳未満の世帯主の職員)	4,000円	特定期間の加算	5,000円
通勤手当	交通機関等利用者	6ヶ月定期券相当額	交通機関支給限度	月55,000円
	通勤用具	通勤距離に応じて支給	交通用具	通勤距離に応じて支給

※ その他の職員手当の状況は、平成26年4月1日現在です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

- ① 定時勤務者
- ア 勤務時間 8時30分から17時15分まで
 休憩時間を除く、1日当たり7時間45分勤務、週38時間45分勤務
 イ 休日 土曜日、日曜日
 ウ 休憩時間 12時から13時まで
- ② 直勤務者
- ア 勤務時間 4週間につき
 1直(6回) 8時30分から21時30分まで
 2直(6回) 20時30分から9時30分まで
 (1回) 20時30分から8時30分まで
 休憩時間を除く、1日当たり12時間及び11時間勤務、4週間155時間勤務
 イ 休日 4週間につき指定する8日
 ウ 休憩時間 勤務時間中1時間とし、始業時及び終業時を除いてその時は任命権者が定める。

(2) 休暇制度等について

- ① 年次有給休暇 1年につき20日間付与。新規採用者は、採用月に応じ2~20日間付与
- ② 病気休暇 負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
- ③ 特別休暇 結婚、出産、子の看護、忌引など特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇
- ④ 介護休暇 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合の休暇
- ⑤ 育児休業 職員は、3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業をすることができる。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

区分	内容	平成25年度
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため業務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、退職、降給させることができる。	なし
懲戒処分	法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の職務を怠った場合、全体の奉仕者たるふさわしくない非行があった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	なし

5 職員の服務の状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」としての公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

- 地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。
- 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
 - 信用失墜行為の禁止
 - 秘密を守る義務
 - 職務に専念する義務
 - 政治的行為の制限
 - 争議行為等の禁止
 - 営利企業等の従事制限

平成25年度には、信用失墜行為の禁止により1人が訓告処分されました。

●その他の状況については、柳泉園組合ホームページ <http://www.ryusen.or.jp> をご覧ください。